

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会 有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東村山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に有料で広告を掲載する際の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本会広報紙「福祉だより」への広告
- (2) 本会ホームページへのバナー広告

(広告掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、東村山市民の生活向上、及び地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は除くものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等に関するもの
- (3) 貸金業に関するもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 誇大表示、又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) 思想、信条、政治、宗教、個人的広告に関するもの
- (7) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (9) 前各号に掲げるものの他、掲載する広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(広告掲載の優先)

第4条 広告の掲載は、本会の団体会員及び賛助会員を優先するものとする。

(広告の規格および掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の掲載回数と期間)

第6条 広告を掲載する期間は次のとおりとする。

- (1) 本会福祉だよりへの広告は、原則として1年間(年度を区切りとして上限5回)とする。なお、年度途中からの掲載の場合は、当該年度の3月までとする。
- (2) 本会ホームページへのバナー広告は、原則として1年間(年度を区切りとして上限12回)とする。なお、年度途中からの掲載の場合は、当該年度の3月までとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、所定の申込書(別記様式第1号)に会社概要資料(パンフレット等)を添付して、会長に提出しなければならない。

- 2 福祉だよりの広告主は、希望する紙面を指定して申込みことができる。
- 3 福祉だより、及びホームページへの広告掲載は、1広告主につき1枠までとする。
- 4 申込み多数の場合は抽選とする。

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条の申込書を受理したときは、第3条および第4条の規定に基づき、速やかに審査のうえ掲載の可否を決定する。

- 2 第1項の規定に基づき、広告掲載の可否について所定の通知書(別記様式第2号)により、広告主に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、広告原稿を作成し、会長が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任及び負担)

第10条 広告主は、掲載する広告および広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の辞退)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げたときは、既納の掲載料は返還しない。

ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、指定する期日までに広告主が広告掲載料を納入しなかった場合や、広告の内容が第3条の各号に定める基準に該当すると判断した場合は、掲載期間中であってもこれを取り消すことができる。

(その他)

第13条 広告掲載の辞退や取り消しにより、広告掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度に広告掲載申込みをしていた者を優先して掲載する。

2 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経過措置)

第14条 この要綱施行前において既に広告掲載しているものは、この要綱に基づいて行われたものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

	福祉だより	ホームページ
広告の位置	タブロイド判 1~4面各紙面における7段組みの下1段 (1面~4面のいずれかの紙面を広告主が指定して掲載)	トップページ画面右上
広告の企画	フルカラー 縦42mm×横79mm	縦45ピクセル×横245ピクセル G I F、又はアニメーションG I F

別表 2 (第 5 条関係) 1 枠あたりの掲載料

	福祉だより	ホームページ
年間掲載のみ	<p>1 面 150,000 円(*1 号あたり 30,000 円)</p> <p>2 面 120,000 円(*1 号あたり 24,000 円)</p> <p>3 面 120,000 円(*1 号あたり 24,000 円)</p> <p>4 面 140,000 円(*1 号あたり 28,000 円)</p> <p>※社協会員は掲載料総額から 1,000 円を割引</p> <p>※分割払いも可能</p> <p>※年度途中からの掲載の場合、年間掲載料の 1 号あたりの掲載料に掲載回数に乗じた金額となります(社協会員割引はありません)</p>	<p>36,000 円(*1 ヶ月あたり 3,000 円)</p> <p>※社協会員は掲載料総額から 1,000 円を割引</p> <p>※年度途中からの掲載の場合、年間掲載料の 1 号あたりの掲載料に掲載回数に乗じた金額となります(社協会員割引はありません)</p>